

岐阜市民会館
ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集の趣旨

本市では、人口減少、少子高齢化の進展等に伴い財政環境が厳しくなる中、公共施設の運営・維持管理に充てる新たな財源を確保する一環として、広告事業等を岐阜市行財政改革大綱 2020 に基づく岐阜市行財政改革プランの重点取組事項に位置づけ、健全な財政運営の推進に取り組んでいます。この度、市では、下記施設においてネーミングライツを取得する企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。ネーミングライツ・パートナーにとっては、愛称を通して、企業名や商品名等のPRになるほか、社会貢献によるイメージアップが期待できます。

2 募集概要

(1) 対象施設

ア 対象： 岐阜市民会館

イ 所在地： 岐阜市美江寺町2丁目6番地

ウ 施設規模・構造等：

建築（竣工）年月日：昭和42年2月1日

地下1階地上4階建 鉄筋コンクリート造

敷地面積：5,432.88 m² 総延床面積：8,265.74 m²

エ 利用状況：

年度	施設利用者数
令和元年度	116,558 人
令和2年度	33,079 人
令和3年度	67,047 人
令和4年度	52,137 人
令和5年度	94,289 人

オ 指定管理者： 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

(2) 命名権料

命名権料の最低金額は、年額240万円（消費税額及び地方消費税額を含む）とします。最低金額以上の金額を提案してください。

(3) 愛称使用期間

愛称の使用期間は、令和7年4月1日（予定）から3年以上とします。愛称の使用を希望する期間を3年以上で提案してください。

なお、実際に愛称の使用を開始する期日については、協議により決定します。

※当会館は、岐阜市文化会館個別施設計画において、目標使用年数を2032年とし、それ以降の施設の継続方針については、躯体強度にかかる再調査を実施し、施設の現況に応じて計画の見直しを図ることとしておりますので、これを勘案して愛称使用期間を提案してください。

3 愛称の命名条件

愛称には、企業名や商品名などを含めることができます。ただし、次の事項に留意してください。

- (1) 文字数の目安は、20文字以内とします。
- (2) 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、市は責任を負わないものとします。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。
- (4) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公の秩序に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 政治性のあるもの
 - エ 宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張
 - カ 個人名
 - キ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
 - ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ケ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - コ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - サ アからコまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(5) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできません。

4 愛称の表示

(1) 表示についての協議

ネーミングライツ・パートナーは、名称標示板、道路標識等の表示を変更することができます。なお、新規の名称標示板等の設置については、設置の可否も含めて協議

することになります。既存の表示については、別紙を参照してください。

(2) 費用負担

命名権料とは別に愛称表示に伴い発生する費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称標示等の表示変更（※1）		○
ネーミングライツ・パートナーが変更・新設した名称標示板等の維持管理		○
愛称使用期間終了に伴う原状回復（※2）		○
パンフレット、封筒等の印刷物（※3）	○	
施設ホームページの表示変更（※4）		○

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、行っていただきます。また、新規の名称標示板等の設置については、設置の可否も含めた協議が必要です。

※2 当該施設のネーミングライツを継続実施しない場合は、愛称使用期間満了後、速やかに原状回復していただきます。

ネーミングライツを継続実施する場合は、所管部局において新旧のネーミングライツパートナーと協議の上、表示変更の時期を決定していただきます。

※3 印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮しながら、変更時期について協議します。

※4 ホームページの表示変更は、指定管理者と協議のうえ、行っていただきます。

(3) その他

愛称は、一般的に用いる呼称であり、法令で定める施設名称の変更は行いません。

5 応募資格

応募できる方は、法人又は団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係る法人等
- (2) 風俗営業類似の法人等

- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に係る法人等
 - (4) たばこに係る法人等
 - (5) ギャンブルに係る法人等
 - (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている法人等
 - (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う法人等
 - (8) 占い、運勢判断その他これらに類する法人等
 - (9) 興信所、探偵事務所その他これらに類する法人等
 - (10) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で連鎖販売取引と規定される法人等
 - (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の法人等
 - (12) 法令に違反している法人等
 - (13) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
 - (14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反している法人等
 - (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する法人等
 - (16) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第 4 条に規定する排除措置の対象である法人等
 - (17) 市税等を滞納している法人等
 - (18) 市発注工事等の競争入札及び随意契約における資格が停止されている法人等
 - (19) 政治活動又は宗教活動を行う団体その他これらに類する法人等
 - (20) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める法人等
- ※市が実施する資格審査において、応募した法人等が上記に該当すると判明した場合は、失格とします。
- ※ネーミングライツに関する契約の締結後、ネーミングライツ・パートナーが上記に該当した場合は、契約を解除します。

6 応募手続等

(1) 申請書類の提出方法等

申請書等は、令和 6 年 11 月 29 日（金）までに持参又は郵送により提出してください。（提出期日必着）

持参する場合は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分の間（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に持参してください。

なお、次項の提出書類ア、イは市ホームページ（ページ番号：1023436）の申込フオ

ームからも提出いただけます。

(2) 提出書類

ア ネーミングライツ申込書（様式1）

イ パンフレット等法人の概要が分かるもの、直近3事業年度の決算期の財務諸表

ウ 役員名簿（照会同意書）（様式2）

※「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となるかを確認するため、所轄警察署へ照会することがあります。

エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

オ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書並びに市税等の滞納のないことを証する証明書（完納証明書）

カ 応募資格がある旨の誓約書（様式3）

※その他、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(3) 質問の受付及び回答方法

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和6年10月15日（火）～令和6年11月15日（金）

イ 受付方法 市ホームページ（ページ番号：1023436）の質問フォームに記入して提出又は、質問票（様式4）に記入の上、「15 問い合わせ先及び書類の提出先」まで持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

ウ 質問の回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月22日（金）までに質問者へFAX 又は電子メールで送付します。また、全ての質問と回答については、市ホームページ（ページ番号：1023436）で公表します。

(4) 施設見学会

施設の見学を希望される場合は、令和6年11月12日（火）までに「15 問い合わせ先及び書類の提出先」の担当課までご連絡ください。日程は調整のうえ決定させていただきます。

(5) 応募に関する留意事項

ア 選定委員会における審査の結果、応募いただいた愛称について、市民に誤解や混乱を与えるおそれがあると判断した場合等は、応募者と愛称の修正について協議することがあります。

イ 提出された書類の内容を変更することはできません。

ウ 応募書類は理由のいかんを問わず、返却いたしません。また、応募書類は岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく情報公開の対象となります。

エ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

7 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

市職員で組織するネーミングライツ選定委員会において、次の審査項目及び審査基準を基に総合的に審査を行い、優先交渉権者の選定と併せて、次点以下の交渉順位を選定します。審査結果は、各応募者に文書で通知します。

なお、応募者が1者の場合でも審査を行います。

また、著しく点数が低い審査項目があるなど、適当でないと認められる場合は、優先交渉権者として選定しないことがあります。

審査基準

審査項目	主な審査基準	配点
命名権料	・命名権料の提案額	40点
愛称使用期間	・愛称使用期間の提案年数	15点
応募法人の状況	・応募資格を満たしているか ・命名権料の支払いは可能か（財務状況及び経営状況） ・地域貢献に対する理念及び岐阜市内における活動の実績 ※今後の活動予定は、加点の対象外です。 ・岐阜市内に事務所・事業所等があるか	25点
愛称※	愛称の命名条件を満たしているか ・市民に誤解や混乱を与えるおそれがないか ・親しみやすさ、分かりやすく呼びやすいか	20点
合 計		100点

※ 選定委員会における審査の結果、応募いただいた愛称が、市民に誤解や混乱を与えるおそれがあると判断した場合等は、愛称の修正について協議することがあります。

8 優先交渉権者との協議及び契約の締結

選定委員会における審査結果を基に、各応募者に選定結果を通知します。

市と優先交渉権者は、愛称の使用開始時期、愛称の表示方法等について協議します。

優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者を優先交渉権者とします。

市と優先交渉権者との協議が整った場合には、優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

9 愛称等の普及

市は、ネーミングライツに関する契約を締結後、速やかに法人等の名称、施設の愛称、命名権料、愛称使用期間等を市ホームページで公表します。

また、ネーミングライツによる愛称を市ホームページや広報ぎふなどにおいて、周知します。

10 命名権料の納入方法

命名権料は、愛称使用期間中の各年度の4月末日（初年度は、愛称の使用を開始した月の末日）までに、市が発行する納入通知書により、金融機関またはゆうちょ銀行で支払うものとします。

なお、年度途中で導入の場合、初年度の納入額は、命名権料を月割計算した額とします。

11 リスク負担

(1) 市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称又はネーミングライツ・パートナーが設置・変更した名称標示板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じたときは、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担により解決するものとします。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、決定することとします。

12 契約の解除

愛称使用期間中に、応募資格を満たさなくなった場合や、ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、契約を解除します。この場合、当該契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等についても、その責めを負うこととします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約を解除する場合も同様とします。

なお、契約を解除した場合、ネーミングライツ・パートナーが納入した命名権料は返還しません。

13 契約の更新

市は、愛称使用期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、ネーミングライツを継続実施する場合には、ネーミングライツ・パートナーは、次期期間の募集に際して、優先的に交渉することができます。

1 4 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和6年10月15日(火)～令和6年11月29日(金) |
| (2) 質問・照会の受付 | 令和6年10月15日(火)～令和6年11月15日(金) |
| (3) 質問・照会に対する回答 | 令和6年10月15日(火)～令和6年11月22日(金) |
| (4) 応募申込書等の提出期限 | 令和6年11月29日(金) |
| (5) 選定委員会の開催 | 令和6年12月中旬頃 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年12月下旬頃 |
| (7) 契約締結に向けた協議 | 令和6年12月下旬～令和7年1月下旬頃 |
| (8) 契約の締結 | 令和7年1月下旬頃 |
| (9) 名称標示板等の準備 | 令和7年2月～令和7年3月 |
| (10) 愛称の使用開始 | 令和7年4月～（最短） |

1 5 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部文化芸術課（10階）（担当：讃井、古山）

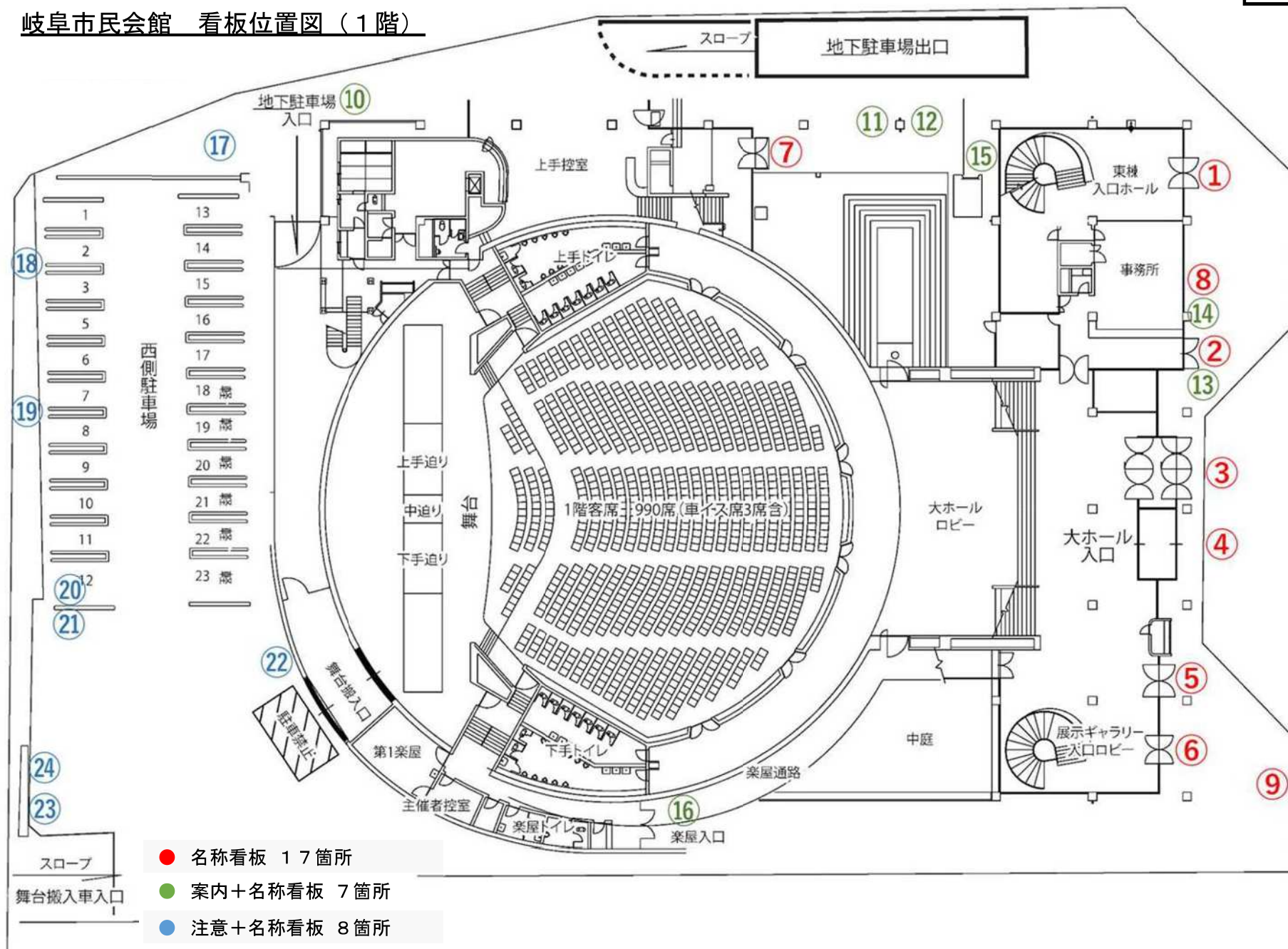
〒500-8701 岐阜市司町40番地1

電話：058-214-4973

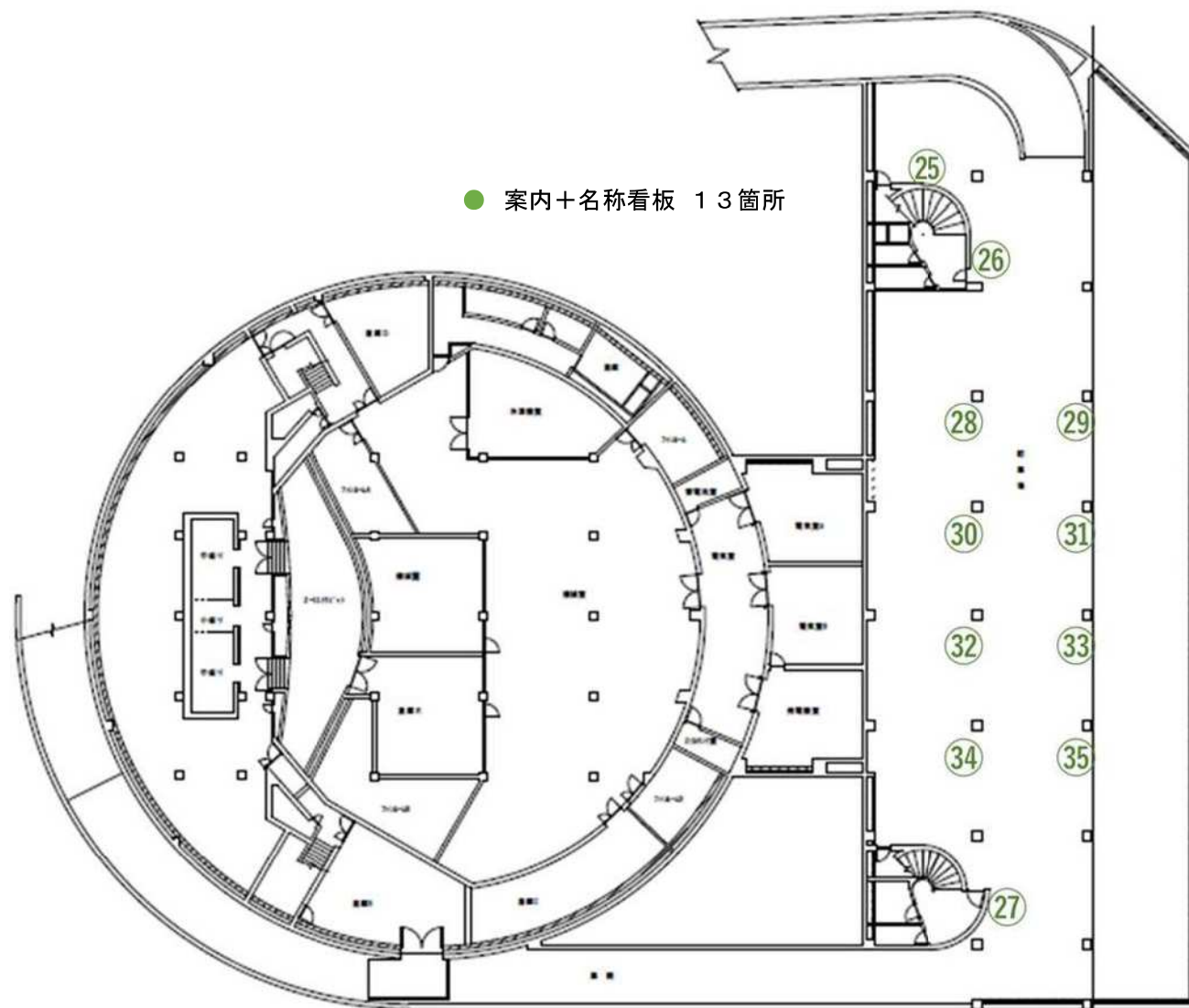
FAX：058-214-2440

E-mail：bunkageijutsu@city.gifu.gifu.jp

岐阜市民会館 看板位置図 (1階)



岐阜市民会館 看板位置図（地下1階）



名称看板



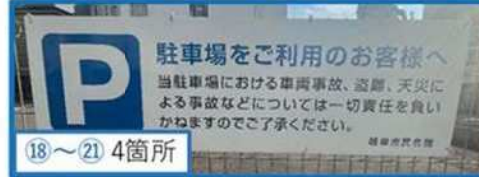
案内+名称看板



案内+名称看板【地下1階】



注意+名称看板



大拠点サイン



中拠点サイン



小拠点サイン



補助サイン



歩行者看板配置図

※市民会館の表示がある箇所は赤枠（18箇所）

